

東洋電装グループ 人権方針

東洋電装グループは、1947年の創業から75年の2022年に、

「私たちは、「和」を大切に、安心と信頼の技術により、夢あふれる製品を提供することで、未来社会に貢献します。」という企業理念を再構築いたしました。

創業から代々受け継がれてきた大切な精神である「和」は「人間を尊重」することでもあります。

事業活動において影響を受けるステークホルダーの人権を尊重する責任を果たすために、「東洋電装グループ人権方針」（以下、本方針）を定め、これを指針として人権尊重の取り組みを推進していきます。

1. 人権の尊重に対するコミットメント

東洋電装グループは、「国際人権章典」、及び、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」に挙げられた基本的権利に関する原則を尊重します。加えて「国連のビジネスと人権に関する指導原則」や「OECD多国籍企業行動指針」を支持し、事業活動においてその実践に向けて取り組みます。なお、東洋電装グループは、事業活動を行う各国・地域の法令を遵守します。当該国・地域の法令が国際的に認められた人権と矛盾がある場合は、可能な限り、国際的に認められる人権を尊重する方法を追求します。

2. 重点人権課題

東洋電装グループは、事業活動に関連する重要な人権課題に対し、以下のとおり取り組みます。

- ・従業員に対し、安全で衛生的な職場環境を提供します。
- ・法令及び国際基準に基づき、適正な労働条件（賃金、労働時間、休息、雇用の安定）を確保し、適切に管理します。
- ・結社の自由及び団体交渉を含む社会対話を尊重します。
- ・人材の育成、教育及び能力開発の機会を提供します。
- ・児童労働、強制労働及び人身売買を禁止し、その防止に取り組みます。
- ・差別及びハラスメントを禁止し、その防止に取り組みます。

3. 適用範囲

本方針は、東洋電装グループ（東洋電装株式会社及び子会社）のすべての役員及び従業員に適用されます。また、全てのビジネスパートナーにおかれましても、本方針をご理解し、支持していただくことを期待します。

4. ガバナンス

東洋電装グループは、人権尊重を経営の重要課題の一つとして定め、本方針の策定及び実行について、責任を持つ役員を明確にしなが、適正な社内体制を整備し、必要な事業方針及び手続きに反映します。

5. 人権デュー・ディリジェンスの実施

東洋電装グループは、人権に対する負の影響を特定し、その防止または軽減する人権デュー・ディリジェンス※の仕組みを構築し、継続的に実施します。

(※人権への負の影響を特定、予防、軽減するために実施されるプロセス)

6. 救済と是正

東洋電装グループは、人権に対する負の影響を引き起こした、または助長したことが明らかになった場合、その是正に取り組むとともに、適切な救済を可能とするよう実効的な苦情処理メカニズムの整備を進めていきます。

7. ステークホルダーとの対話や協議

東洋電装グループは、人権尊重の取り組みの向上と改善に向けて、外部の専門知識を活用するとともに、関連するステークホルダーとの対話や協議を行います。

8. 教育

東洋電装グループは、本方針の理解促進および実践に向けて、適切な教育・啓発活動を行っていきます。

9. 情報開示

東洋電装グループは、人権尊重の取り組みについて、ホームページ等を通じて適切に情報開示します。

※本方針は、当社の経営会議および取締役会において、承認されています。

2026年7月1日

東洋電装株式会社

代表取締役社長

小出 潔

